

立地適正化計画

『届出制度』が始まります

市では、将来の都市像を見据えたまちづくりを進めるため、「本庄市立地適正化計画」の策定を進めています。
 計画の公表後は、設定した誘導区域外で、一定規模以上の開発行為や規定の施設の建築などの行為を行う際は、都市再生特別措置法に基づく届出が義務付けられます。

★都市計画課 ☎1136

『立地適正化計画』ってなに？

平成26年に都市再生特別措置法が改正され、人口減少・高齢化社会の現状を踏まえたまちづくりを推進するための立地適正化計画を策定することができるようになりました。全国で357自治体が計画策定に取り組んでいます（平成29年7月現在）。
 立地適正化計画は、商業施設などの生活サービス施設を維持・誘導する「都市機能誘導区域」と一定の人口密度を維持する「居住誘導区域」を設定するとともに公共交通を充実させることで、都市全体の構造を見直し、持続可能なまちづくりを推進するための計画です。

『本庄市立地適正化計画』を3月末に公表

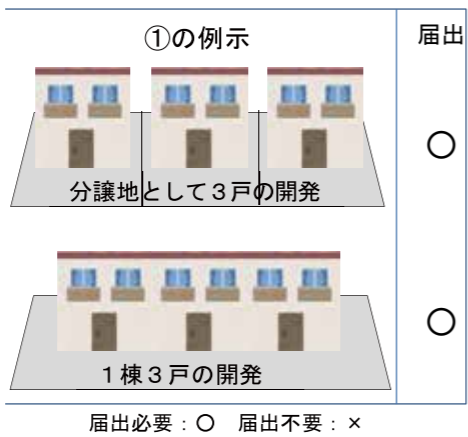
本市の人口は、平成12年（国勢調査）をピークに増加から減少に転じ、高齢化も進展しています。特に、人口減少・高齢化の進展が顕著で、さまざまな問題が顕在化している本庄駅周辺や児玉駅周辺のまちなかにおいては、居住促進や都市機能の誘導・充実を進めることが喫緊の課題であるため、本庄市立地適正化計画では、「まちなか再生」を重点方針として位置づけ、重点的な取り組みを推進していきます。

3月31日以降は、届出が必要になります

計画公表した以降は、病院などの民間施設の立地や居住を緩やかに誘導するため、立地適正化計画の「居住誘導区域」外で、一定規模以上の住宅の建築などを行う際や「都市機能誘導区域」外での誘導施設を建てる場合には、届出が必要になります（都市再生特別措置法第88条他）。
 この届出制度により誘導区域外での建築行為などの動向を把握するとともに、届出者に対し、居住誘導区域内における居住の誘導施策や、都市機能誘導区域内における誘導施設の立地誘導のための施策や、財政上、金融上、税制上の支援措置等に関する情報提供等を行います。
 誘導区域外の区域で、次の行為をする場合には、事前（行為に着手する30日前まで）に届出が必要になります。

居住誘導区域外において必要な届出

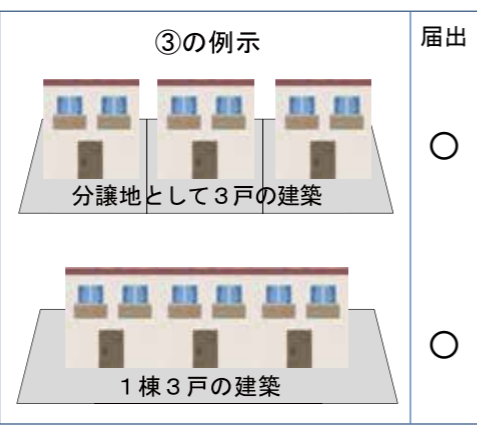
居住誘導区域外の区域で、次の行為をする場合には、事前に届出が必要になります。
開発行為
 ① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為



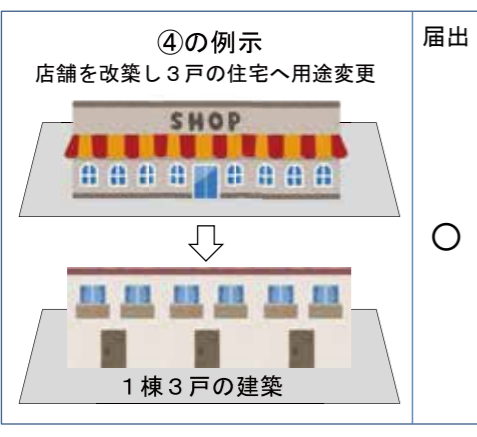
届出必要：○ 届出不要：×

建築等行為

③ 3戸以上の住宅を新築しようとする場合

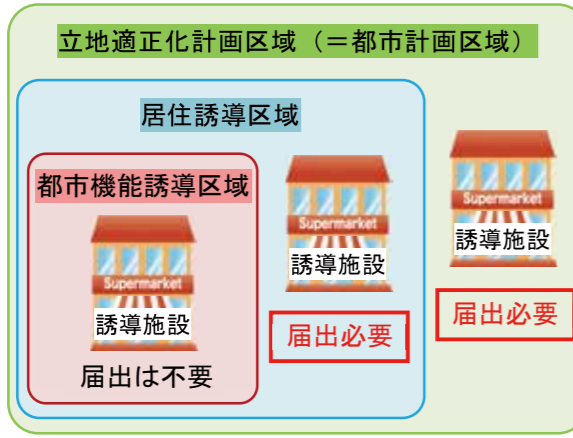


④ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合



都市機能誘導区域外において必要な届出

都市機能誘導区域外の区域で、誘導施設（都市機能誘導区域に維持・



誘導すべき商業施設等の施設)を整備する場合には、事前に届出が必要になります。
開発行為
 ・ 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為をしようとする場合
建築等行為
 ・ 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
 ・ 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
 ・ 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

都市計画審議会委員を募集 ～あなたもまちづくりに参加してみませんか～

まちづくりにみなさんの幅広い意見を反映させるため、本庄市都市計画審議会の委員を募集します。
 審議会は、土地利用(用途地域など)や都市施設(道路や公園など)の都市計画の決定や変更を多角的な見地から審議します。
応募資格 2月1日時点で20歳以上の市内在住者で平日の日中に開催する審議会に出席できる方
募集人員 3人以内
任期 平成30年4月1日から2年間
報酬 市の規定により支給

選考方法 書類選考 ※結果は、応募者全員に通知
応募方法 応募用紙に必要事項を記入のうえ、応募理由とまちづくりについての考え方を800字以内にとまとめ、応募先まで持参又は郵送
 ※応募用紙は都市計画課(市役所2階)及び総務課(アスパアこだま内)で配布又は市ホームページからダウンロードできます。
応募先 〒367-8501 本庄市本庄3-5-3 本庄市役所都市計画課
応募締切 2月2日(金)午後5時まで(必着)

★都市計画課 ☎1136

